

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	金子肇『近代中国の国会と憲政：議会専制の系譜』（有志舎、2019年）へのコメント〈当日配布資料〉
Author(s)	森川, 裕貫
Citation	拓蹊, 3 : 41 - 44
Issue Date	2020-05-30
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049177">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049177</a>
Right	
Relation	



## 金子肇『近代中国の国会と憲政：議会専制の系譜』（有志舎、2019年）へのコメント

広島史学研究会例会（2019年8月25日）

森川裕貫（関西学院大学文学部）

### 本書の議論

#### 序論 視角としての議会専制

- ・日本語や中国語の先行研究をふまえつつ、中華民国初年から人民代表大会制にいたる議会専制の系譜を丁寧な探究
- ・議会専制の背景：議会によって表出され権力に正統性を賦与する民意の至高性が、伝統的な天命観に根拠を置く民意の延長上で意識される
- ・国家史的観点からの中国憲政史
  - ・議会権力をめぐる国会と政府との関係：立法権と行政権の均衡と相互抑制
  - ・民主主義的要請（民意の政治への反映を重視）と自由主義的要請（権力の分立と抑制を重視）
- ・三権分立の視点

#### I 袁世凱政権と議会専制

- ・民国初年の議会専制：権力の正統性と合法性の根拠を民意、あるいは民意を制度的に集約する議会に求める統治観
- ・袁世凱による大総統親裁
- ・新約法体制の成立と崩壊：復活した旧国会、依然として政府を議会の下に拝跪させることを企図

#### II 安福国会と臨時約法

- ・安福系の放縦な議会運営：個別閣僚に対する同意権を武器に國務院を掌握
- ・議会専制が現実味、世論と乖離 新国会の正統性が大きく損なわれる

#### III 孫文の立憲構想

- ・孫文の立憲構想：国民大会を統治機構の頂点に据え、議会の民主主義的要素を徹底的に強化
- ・権力の分立と均衡を重視する自由主義的な議会観については、真っ向からこれを否定

#### IV 馮少山の訓政批判と立法院

- ・欧米通常国家の民治理論と国民党の訓政理論の衝突
- ・馮の手法：孫文の憲政理念を逆手にとり、現実の訓政期統治機構に民主的修正を迫る

- ・自由主義的な知識人たちがこののちに推進する憲政運動に継承される

#### V 五五憲草における国民大会と立法院

- ・五権政府の内部に関する規定に、三権分立下の国家と政府の相互牽制を彷彿させるような発想が混入
- ・孫文の影響もあり、立法院の基底に議会的要素が混入したまま五五憲草が公布されたことは、戦後になって立法院が立憲的議会へと変転する上で重要な意味
- ・五五憲草の起草者たちのなかに自由主義的な議会観に立つ者が存在し、彼らが権力の相互抑制や執行権の肥大化を抑止することに起草の最終局面まで努力

#### VI 日中戦争下の五五憲草批判と国民大会議政会

- ・憲政期成会の期成憲草：表向きは孫文の構想に立脚しつつ、議政会に西欧的な国会と等しい権限を与えて、立法権と行政権との制度的均衡の枠組みを創出
- ・孫文の国民大会-五権政府構想を三権分立の見地から巧みに換骨奪胎

#### VII 中華民国憲法と立法院の国会化

- ・孫文の五権分立構想を西欧的な三権分立体制に換骨奪胎
- ・政権機関の国民大会は有形の組織として残ったものの権限を徹底的に削減され、政府治権にすぎなかった立法院の国会化が現実のものに
- ・制度の上で民国初年以來の議会専制の志向から初めて離脱した体制

#### VIII 国共内戦下の立法院と憲法運用

- ・総統・行政院に従属する無力な機関ではない
- ・行政権に対する制度的な規制がそれなりに機能 行政院との間に厳しい緊張関係
- ・憲政の制度的手続きを堅持しようとする立法院の活動 国民党支配体制の凝集力を弱体化させる

#### IV みせかけの議会専制

- ・全人代の統治体制：孫文の構想、専制王朝のそれと基本的に同質
- ・三省六部の諸機構、五権政府を構成する五院：人民共和国の中央国家機関を構成する 國務院・最高人民法院・最高人民検察院
- ・共産党：党の領導の下で政治的な多元化を抑止しつつ、党の社会への組織的浸透を前提として巧妙な選挙工作を展開 全人代を頂点とする専制的な国家編成に民主的な装いを施す

#### 結論 議会専制の系譜

## 本書の意義

- ・戦後日本の中国近現代史研究：内戦や革命の混乱が注目される一方、中国が立憲政治を追求していたという事実は等閑視される傾向
- ・近年の中国における研究：国会史研究の盛況と検討の対象となる時期の偏り（今後はますます低調になるかもしれない）
- ・以上の点を意識しつつ、具体的な政治過程の丹念な検討を通じ、議会専制の諸相を説得的に描き出した

## 若干のコメント（今後の課題）

1

- ・「議会専制」に対する根強い警戒感、議会開設以前から存在 た例えば、梁啓超「開明専制論 第八章」『新民叢報』第77号（1906年3月25日）など。
- ・本書の議論を手がかりに、議会に関する議論が盛んになされていた清末の状況も改めて見てみる必要

2

- ・宮澤俊義・田中二郎の業績（11頁）や銭端升の業績（50頁）への留意：本書の視角の先行者、また同時代人の証言・分析として貴重 こうした声を、本書を手がかりにさらに拾い上げていく
- ・張仏泉（1907-1993）
  - ・燕京大学、ジョンズホプキンス大学を経て、北京大学、西南連合大学、燕京大学の教授を歴任。『国聞週報』や『独立評論』において、しばしば評論を発表。台湾では東呉大学や東海大学で教授を務めつつ、『自由中国』に多くの文章を寄せる。
  - ・「民元以来我国在政制上の伝統錯誤」『国聞週報』第10巻第44期（1933年11月6日）など。
  - ・三蔵法師（立法）と孫悟空（行政）：緊箍児によって、三蔵法師は孫悟空の動きを統制するが、経典取得のためにあれこれと動き回るのは孫悟空
  - ・行政に責任が生じるのは、立法による監督がなされるからこそ しかし、実務を担うのは行政であって、それを過度に統制するのは問題
  - ・こうした問題意識：王寵恵、雷震、張君勱らの思索と共鳴 「憲草修改原則」や「中華民國憲法」につながっていく

3

- ・三権分立、特に立法権と行政権の関係に関する議論について（12頁ほか）
- ・民国時期の言葉の使い方とは少しずれもある？

- ・孫文および孫文を支持する人士はもちろんだが、自由主義的立場からであっても、三権分立（あるいは三権鼎立）が肯定的に語られることはそれほど当たり前ではないのではないか
- ・張君勳は確かに「三権分立」について肯定的に言及するが、三権分立、特に立法権と行政権の分立は弊害を引き起こすという指摘もしばしば見られる
- ・三権分立という整理には問題があるという前提の上で、立法権と行政権の関係を組み立てるという視点 参照：バジヨット（Walter Bagehot）の議論

## 4

- ・民意の至高性を体現するはずの議会が、民意を代表できていないという疑念・批判
- ・議会を経由しない民意表出の模索 孫文の直接民権など
- ・世界的（米英仏独など）にも、議会という制度への不信が高まっている
- ・「議会専制」との関係